

神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、神奈川県又は神奈川県域に係る聴覚障害者団体等が実施する会議、大会等の事業に対し、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は神奈川県とし、事業の運営は神奈川県が設置する神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者が行う。

(神奈川県手話通訳者)

第3条 神奈川県聴覚障害者福祉センター所長（以下「所長」という。）は、次の者のうち、神奈川県手話通訳者（以下「通訳者」という。）として登録を行った者に、業務を依頼するものとする。

- (1) 手話通訳士
- (2) 神奈川県認定手話通訳者

(派遣対象)

第4条 この事業における通訳者の派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課及び障害サービス課が実施する会議、大会等
- (2) 聴覚障害者団体及び聴覚障害者団体を構成団体とする身体障害者団体（いずれも神奈川県域の複数の市町村を活動範囲とするものに限る。）が実施する会議、大会等
- (3) 前2号のほか所長が特に必要と認めるもの

(派遣の申請等)

第5条 通訳者の派遣を必要とする者は、原則として、派遣が必要な日の15日前までに所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに派遣の諾否を決定し、通訳者に依頼を行い、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項及び第2項に必要な様式は、所長が別に定める。

(申請者の費用負担)

第6条 前条による派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。

(通訳者に対する報酬)

第7条 所長は、業務を行った通訳者に対し、集合時刻から業務終了時刻までの時間が4時間未満の場合は3,600円以上、4時間以上の場合は5,800円以上の報酬を支払う

ものとする。

(通訳者の責務)

第 8 条 通訳者は、業務を行うに当たっては、実施機関、団体等の性格及び個人の人格を尊重し、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。通訳者でなくなった場合も同様とする。

2 通訳者は、業務終了後、速やかに所長に業務報告をしなければならない。

3 前 2 項に必要な様式は、所長が別に定める。

(研修)

第 9 条 所長は、通訳者に対し、資質の向上を図るため、年 1 回以上の研修を行うものとする。

(派遣調整者)

第 10 条 所長は、手話通訳者派遣調整業務を行う者として、第 3 条第 1 号または第 2 号の資格を有したものを置き、その業務を担わせなければならない。

(市町村間の調整等)

第 11 条 所長は、第 4 条第 3 号に基づき、県外から来県する聴覚障害者等（以下、「来県者」という。）が、手話通訳者の派遣が必要で、次の事項全てに該当するときは、来県者の居住する市町村等からの依頼に基づき、手話通訳者を派遣することができる。ただし、所長は、来県者が居住する市町村等に対して、来県者が赴く県内の市町村での派遣及び社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者派遣事業（以下、「法人派遣事業」という。）の活用を奨励する。

(1) 来県者が居住する市町村等と、来県者が赴く県内の市町村間で手話通訳者派遣に関する協議が不調のとき。

(2) 来県者が居住する市町村等と、法人派遣事業との協議が不調のとき。

(3) 派遣内容が、社会通念上妥当と判断でき、且つ公共の福祉に反しないものと、所長が判断したとき。

(4) 来県者が居住する市町村等が、平成 25 年 3 月 27 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知、障企自発 0327 第 1 号「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」に示された市町村意思疎通支援事業モデル要綱（以下、「市町村モデル要綱」という。）に準じた派遣事業を実施しているとき。

(5) 来県者が居住する市町村等が、派遣に必要な経費を負担できるとき。

2 所長は、第 4 条第 3 号に基づき、県内に居住する聴覚障害者等（以下、「外出者」という。）が、県外において手話通訳者の派遣が必要なときは、次の事項全てに該当するときは、外出者の居住する市町村からの依頼に基づき、外出者が赴く市町村との調整を行うことができる。また、その経費の一部を支払うことができる。

(1) 外出者が居住する市町村と、外出者が赴く県外の市町村間で手話通訳者派遣に関

する協議が不調のとき。

(2) 派遣内容が、社会通念上妥当と判断でき、且つ公共の福祉に反しないものであると所長が判断したとき。

(3) 外出者が居住する市町村が、市町村モデル要綱に準じた派遣事業を実施しているとき。

(4) 外出者が居住する市町村が、派遣に必要な経費の全てまたは大半を負担できるとき。

(例外の派遣)

第12条 所長は、第4条第3号に基づき、県内の市町村において、派遣内容が高度で市町村派遣が困難なときは、次の事項全てに該当したとき、手話通訳者派遣を行うことができる。

(1) 派遣内容が高度で、当該市町村の派遣では対応できないと所長が判断したとき。

(2) 当該市町村が、法人派遣事業を活用しても、尚且つ派遣が行えないとき。

(3) 当該市町村が、市町村モデル要綱に準じた派遣事業を実施しているとき。

(4) 当該市町村が、派遣に必要な経費を負担できるとき。

2 所長は、第4条第1号、第2号の派遣において、派遣地域が県外のときは、第3条、第7条の定めによらず、派遣地域の都道府県等の派遣制度の定めにより、手話通訳者派遣を依頼することができ、派遣に必要な経費を支払うことができる。

(派遣運営委員会)

第13条 所長は、聴覚障害当事者、情報保障者等からなる派遣運営委員会を設置し、派遣事業の円滑化をはかる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 神奈川県手話通訳者派遣事業要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。

3 この要綱による廃止前の神奈川県手話通訳者派遣事業要綱に定める様式に基づいて調製した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の第4号様式については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。